茨城県軟式野球連盟規約

第1章名称及び事務局

- 第1条 本連盟は、茨城県軟式野球連盟(全日本軟式野球連盟(以下「全軟連」という。) 茨城県支部(以下「県連」という。)と称する。
- 第2条 県連の事務局は、茨城県建設センタービル(茨城県水戸市大町3丁目1番22号) 内に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 県連は、軟式ボールを使用して、野球を県民全般に普及し、その健全な発展を助成振興し、さらに普及啓発できるべく人材育成を図り、県民の体力の向上及びスポーツマンシップの浸透を図ることを目的とする。
- 第4条 県連は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 各種軟式野球大会の主催、後援
 - (2) 公認野球規則の実施
 - (3) 軟式野球の普及発展に関する指導、研究
 - (4) 軟式野球の技術指導に関する指導、研究
 - (5) 野球競技に関する講習会の開催並びに指導者、審判員、記録員等の養成
 - (6) 軟式野球施設の拡充に関する事業
 - (7) 地域の野球組織の育成、支援
 - (8) 他の野球競技団体との協力、連携
- (9) その他県連の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

- 第5条 県連は、県内各地に末端支部(以下「支部」という。)を設け、その活動を円滑に するため、県内を県北、中央、県南及び県西の4地域に分け、ブロック支部を設ける。
- 第6条 ブロック支部並びに支部は、当該地域内の会員をもって組織する。
- 第7条 ブロック支部並びに支部は、この規約に準じて、それぞれ規約を定めるものとする。

第4章 チーム及び会員

第8条 チームは次のものとし、いずれのチームも編成は男女を問わないものとする。

(1) 一般チーム

- ア 職域チームは、官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者のみによって編成するチーム 又は同一職場に勤務する者が登録人員の3分の2以上で編成するチーム。ただし、県連会 長が認めた場合は、基準を変えることができる。
- イ クラブチームは、支部の地域内に居住又は勤務する者のみによって編成する チーム。ただし、県連会長が認めた場合は、基準を変えることができる。
- ウ 学生チームは、専修学校生、各種学校生及び大学生とする。また、高校生は、同一学校又は個人で一般チームに登録することができる。ただし、高校生が、学校単位でチームを編成する場合は、学校名は使用せず、クラブ名とする。
- (2) 少年チーム
 - 少年チームは、少年部と学童部とし、次による者で編成されたチームをいう。
- ア 少年部は、中学生で編成されたチーム
- イ 学童部は、小学生で編成されたクラブチーム。ただし、スポーツ少年団との二重登録 は認められる。
- 第9条 会員とは、県連に登録した一般会員及びチーム会員をいう。
 - 2 一般会員とは、県連役員、ブロック支部役員、支部役員及び県連公認審判員その他県 連の目的及び事業に賛同する者をいう。
 - 3 チーム会員とは、前条に定める要件を備え、県連に登録したチームをいう。
- 第10条 会員は、県連に登録して会員資格を得る。
- 第11条 県連が主管する大会及び加盟団体が主管する大会には、県連の会員に限り参加することができる。
- 第12条 一般会員は、年度当初に会員の登録を行う。
 - 2 チーム会員は、年度当初支部に登録申請し支部が資格審査を行い、適合したチームを、 ブロック支部を経由して県連に登録する。
 - 3 県連に登録するチーム又はチームを構成する代表者、監督、コーチ及び競技者(以下「選手等」という。)は、一つの支部又は一つのチームのみ登録することができる。また、支部をまたがり登録する場合は、支部は県連に報告しなければならない。ただし、国民体育大会については、別に定める規定による。
 - 4 チームの選手等に異動が生じたときは、「ブロック支部及び支部に関する規程」第4 条に定めるところによる。
 - 5 一般チームの登録は、Aクラス、Bクラス及びCクラスの3級別とする。ただし、格付けは全軟連の基準に従い、県連会長の責任において決定する。
 - 6 次の各号に掲げる者は、県連に登録することはできない。ただし、団体の登録又は大 会の参加を取り消した場合は、登録することができる。
 - (1) 学生生徒で、全軟連以外の組織に登録している者
 - (2) 少年部又は学童部で、硬式ボールを使用している団体に登録又は大会に参加している者
 - 7 他の軟式野球団体に加盟しても、公益財団法人日本体育協会が制定したスポーツ憲章及 び全軟連競技者規程等を遵守する者は、会員の登録を認めることができる。

第5章 加盟及び脱退

- 第13条 会員となるチームは、毎年3月末日までに、県連が定める登録申込書及び会費 を、そのチームの所在地の支部に提出するものとし、支部はその資格を審査する。
- 第14条 審査の結果、申込みを受理した支部は、会員名簿を添えて登録手続きを行うものとし、登録手続きの完了とともに、申込み者は県連会員の資格を取得する。
- 第15条 会員は、登録事項に異動が生じたときは、支部にその旨を届け出るものとし、届け 出を受けた支部は、ブロック支部を経由して県連に報告するものとする。
- 第16条 会員は、次の各号に定める事項に該当するときは、その資格を失う。
 - (1) 第8条に定める条件に該当せず、支部が不適当と認めたとき。
 - (2) 自ら脱退の意思を表明したとき。
 - (3) 除名の処分を受けたとき。

第6章役員

- 第17条 県連に次の役員を置く。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長4名
 - (3) 理事長1名
 - (4) 事務局長1名
 - (5) 総務企画部長1名
 - (6) 審判部長1名
 - (7) 強化部長1名
 - (8) ブロック支部理事長4名
 - (9) 常任理事12名以内
 - (10) 理事44名以内
 - (11) 監事2名
 - 2 前項に定める役員(ただし、理事は除く。)は、常任理事会を構成する。
 - 3 第1項に定める役員のほか、必要があると認めるときは、名誉会長、顧問及び参与を 置くことができる。
 - 4 名誉会長、顧問及び参与は、常任理事会が推挙し、会長が委嘱する。
 - 5 副会長については、特に必要があると認めるときは、第1項第2号に定める副会長4 名のほかに、その任期を定め、副会長を置くことができる。
 - 6 前項に定める副会長は、常任理事会が推挙し、総会の承認を受ける。
- 第18条 会長は、常任理事会が推挙し、総会の承認を受ける。
 - 2 会長は、県連を代表し、会務を統轄する。
- 第19条 副会長は、ブロック支部の推薦を得て常任理事会が推挙し、総会の承認を受ける。
 - 2 副会長は、ブロック支部を代表するとともに、会長を補佐し、会長に事故があるとき

はその職務を代行する。

- 第20条 理事長、総務企画部長、審判部長及び強化部長は、常任理事の中から選出するもの とし、それらを選出するため役員選考委員会を置く。
 - 2 事務局長は、県内各支部に所属する役員の中から理事長が推薦し、役員選考委員会に諮 るものとする。
 - 3 役員選考委員会で選出された役員については、常任理事会の承認を得るものとする。
 - 4 役員選考委員会の委員は、会長、副会長及びブロック支部理事長とする。
- 第21条 ブロック支部理事長及び常任理事は、ブロック支部総会において選出する。
 - 2 ブロック支部理事長及び常任理事は、総会の議決に基づく会務を掌理する。
- 第22条 理事は、支部総会において選出する。
 - 2 理事は、総会に出席し、議事を審議する。
- 第23条 理事長は、常任理事会を代表し、会務を執行する。
 - 2 理事長は、緊急を要する重要な事項が生じたときは、会長、副会長、理事長、事務局 長、総務企画部長、審判部長及び強化部長で構成する幹部会の開催を要請することがで きる。
 - 3 理事長は、緊急を要する事項で、常任理事会に諮る時間的余裕がないときは、常任理 事会に諮らずにこれを執行することができる。ただし、この場合には、次の常任理事会 においてこれを報告し、承認を得なければならない。
- 第24条 監事は、役員選考委員会に諮り、総会の承認を得て選出する。
- 第25条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 役員が任期途中で交替となったときは、新役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 会議

- 第26条 連盟の会議は、総会、幹部会、役員選考委員会、常任理事会及び専門部会とする。 第27条 総会は、毎年1回、定時に会長が招集する。ただし、会長は、必要があると認め るときは、臨時に招集することができる。
 - 2 総会の議長は、会長が務める。
- 第28条 総会は、役員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
 - 2 総会に出席できない役員は、委任状を会長に提出しなければならない。
- 第29条 総会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 第30条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
 - 2 常任理事会は、常任理事の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。
- 第31条 常任理事会の議事は、出席常任理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第8章 会計

- 第32条 会員は、所属する支部の定める会費を納入しなければならない。
 - 2 支部は、前項に定める会費から別に定める金額を、ブロック支部を経由して県連に納 入しなければならない。
- 第33条 県連の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。
 - (1) 会費
- (2) 登録料
- (3) 補助金
- (4) 後援料
- (5) 事業収入
- (6) その他の収入
- 第34条 県連の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 第35条 会計年度の終わりに余剰金があるときは、その金額を翌年度に繰り越しするものとする。
- 第36条 会長は、決算書、支払いの証拠書類等について監事の監査を受け、総会の承認を 得なければならない。

第9章 規律

- 第37条 県連の役員及び審判員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。
- 第38条 会員であるチーム及びその構成員が、第12条第3項の規定に違反したときは、 常任理事会において審議のうえ、除名、大会への出場停止その他の処分をすることができ る。

第10章 規約の改正

第39条 県連の規約は、総会において、出席役員の過半数の同意を得て改正することができる。

昭和45年12月1日制定

昭和50年2月13日一部改正

昭和60年3月1日一部改正

平成4年2月18日一部改正

平成7年2月21日一部改正

平成9年2月25日一部改正

平成13年2月22日一部改正

平成15年3月5日一部改正

平成17年3月10日一部改正

平成19年2月22日一部改正

平成25年2月26日一部改正

平成26年2月23日一部改正

平成27年2月28日一部改正

平成28年2月24日一部改正

平成29年2月25日一部改正

令和3年2月20日一部改正